

令和8年度定年再任用短時間勤務教職員選考実施要綱

島根県教育委員会

1 対象者

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす者。

- (1) 昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれたこと（令和8年4月1日時点で満60歳又は満61歳）。
- (2) 60歳に達した日以後定年前に、退職する又は退職していること。
- (3) 退職時に県立学校に在籍する教育職員※、教育庁及び教育機関に勤務する専門的教育職員※又は市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げる職員※であること。

※ 臨時的に任用される職員、その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。

2 職務内容

定年再任用短時間勤務教職員は正規の教職員であり、現行の常勤教職員と同様の恒常的で本格的な職務に短時間勤務として従事する。原則として、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員又は主任の職（退職時に県立学校に在籍する教育職員にあつては、県立学校の教育職員、退職時に、市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げる職員にあつては、市町村立小学校、中学校及び義務教育学校の教職員）に任用する。

県立学校における定年再任用短時間勤務教育職員及び市町村立小学校、中学校及び義務教育学校における定年再任用短時間勤務教職員の職務内容は以下のとおりである。なお、以下とは別に、教育庁、教育機関等において、指導主事等の職務に従事する場合がある。

- (1) 県立学校における定年再任用短時間勤務教育職員

職名	概要
教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員	フルタイム常勤職員と同様の職務を担当する。

- (2) 市町村立小学校、中学校及び義務教育学校における定年再任用短時間勤務教職員

① 教諭

本人の希望、職歴・資格等を勘案して以下のいずれかの種類の職務に従事する。

類型	概要
教科指導型	主として、教科等の授業に係る業務を担当する。また、校務分掌業務も担当する。なお、学校や地域の状況によっては、複数校を兼務する場合がある。
人材育成型	主として、教員の授業力向上に係る業務、児童生徒対応への指導力向上に係る業務又は学校管理サポートに係る業務を担当する。なお、複数校を兼務することを基本とする。

② 養護教諭・栄養教諭・事務職員

教職員の資質向上や地域の学校全体のサポートに係る業務を担当する。なお、複数校を兼務することを基本とする。

3 勤務地

本人の希望地域を基本とする。

4 任期

令和8年4月1日から定年退職日相当日※まで。

※ 昭和39年4月2日から昭和40年4月1日生まれのものにあつては、令和9年3月31日。昭和40年4月2日から昭和41年4月1日生まれのものにあつては、令和11年3月31日。

5 勤務条件

(1) 勤務時間

週 31 時間勤務（1 週間ごとの勤務時間を週 4 日、1 日当たり 7 時間 45 分勤務で割り振ることを基本とする。）

(2) 給料

県立学校の教育職員の給与に関する条例、職員の給与に関する条例又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例に基づき、従事する職の職務の級に応じた給料月額を支給する。

また、私傷病による休職の場合は、給料及び期末手当の 100 分の 80 以内を支給する。

ア 教育職（教育職員）

職名	給料表	職務の級	給料月額
教諭、養護教諭、栄養教諭、指導主事等	高等学校等教育職	2 級	224, 277 円※
	中学校・小学校等教育職	2 級	221, 786 円※
実習助手、寄宿舎指導員	高等学校等教育職	1 級	191, 652 円※

※ 令和7年4月1日現在であり、教職調整額は含まない。

イ 行政職（事務職員）

職名	給料表	職務の級	給料月額
主任	行政職	3 級	208, 929 円※

※ 令和7年4月1日現在。

(3) 手当

県立学校の教育職員の給与に関する条例、職員の給与に関する条例又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例に基づき支給する。

ア 期末・勤勉手当 2.3 月分（期末手当 1.25 月、勤勉手当 1.05 月）※ ※ 令和7年4月1日現在

イ 支給しない手当

扶養手当、退職手当、児童手当※ ※ 児童手当は市町村から支給される。

ウ 減額・調整される手当

(7) 通勤手当（1 箇月当たりの通勤回数が、平均して 10 回に満たない場合は手当額を半額とする。）

(4) 時間外勤務手当（正規の勤務時間と時間外勤務の時間の合計が 7 時間 45 分までは、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100 を乗じて得た額）

(7) 特地勤務・準特地勤務手当、へき地手当・準へき地手当

(4) 休暇等

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例、職員の休日及び休暇に関する条例又は市町村立学校の教職員の給与等に関する条例に基づき付与する。

なお、勤務日の1日当たりの平均勤務時間数を1日とする。

また、次の休暇については、現行の常勤教職員と取り扱いが異なる。

ア 私傷病休暇 90日以内の期間とする。

イ 年次有給休暇 20日を超えない範囲で勤務時間・日数に比例する。(週31時間勤務の場合は16日)

(5) 服務等

服務、分限・懲戒、研修、災害補償等については、現行の常勤教職員に準じる。ただし、育児休業（部分休業は除く）、外国の地方公共団体の機関等への派遣は適用除外とする。

(6) その他

健康保険は共済組合、厚生年金保険は日本年金機構に加入する。また、互助会と雇用保険に加入する。

6 選考

地方公務員法第15条の規定に基づき選考を実施する。

(1) 選考基準

ア 退職前の在職中における勤務成績が良好であること。

イ 選考対象職務を遂行する能力・資格があると認められること。

ウ 退職後も定年前再任用短時間勤務によって引き続き勤務する意欲があること。

エ 健康状態が良好で、定年前再任用短時間勤務の職務に堪え得ること。

(2) 選考方法

令和7年度末における身分	選考方法
県立学校に在籍する教育職員	書類審査
市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げる職員	書類審査及び面接審査
教育庁及び教育機関に勤務する専門的教育職員※	採用籍が県立学校の者：書類審査 採用籍が小中学校の者：書類審査及び面接審査

※ 採用時の職が養護教諭、栄養教諭であった者にあつては、採用時の勤務校が県立学校の場合は書類審査、小中学校の場合は書類審査及び面接審査により選考を行う。

(3) 面接審査実施時期

令和7年11月（予定）

なお、面接審査の詳細については、別途、対象者に通知する。

7 提出書類及び手続き等

- (1) 現在、県立学校に在籍する教育職員、教育庁及び教育機関に勤務する専門的教育職員又は市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げる職員として勤務している者

提出者	提出書類	提出先	提出期限
申込者	定年前再任用短時間勤務教職員選考申込書 (様式1-(1)又は様式1-(2)) ※1	所属長※2	令和7年9月29日（月）
所属長	定年前再任用短時間勤務教職員選考に係る意見書（様式2） ※3	学校企画課長	令和7年10月6日（月）

※1 県立学校に在籍する教育職員及び採用籍が県立学校である教育庁及び教育機関に勤務する専門的教育職員にあつては、様式1-(1)を、市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げる職員及び採用籍が小中

学校である教育庁及び教育機関に勤務する専門的教育職員にあつては、様式 1－(2)を提出すること。

※ 2 申込者が、小学校、中学校及び義務教育学校の校長の場合は当該市町村教育委員会教育長をいう。

※ 3 所属長は様式 2 に様式 1－(1)又は様式 1－(2)を添えて提出すること。なお、申込者が県立学校の校長である場合は様式 2 の提出は不要。

(2) 上記(1)以外の者

提出者	提出書類	提出先	提出期限
申込者	定年前再任用短時間勤務教職員選考申込書 (様式 1－(1)又は様式 1－(2)) ※	学校企画課長	令和 7 年 10 月 6 日 (月)

※ 退職時の身分が、県立学校に在籍する教育職員及び採用籍が県立学校である教育庁及び教育機関に勤務する専門的教育職員であった者にあつては、様式 1－(1)を、市町村立学校職員給与負担法第 1 条に掲げる職員及び採用籍が小中学校である教育庁及び教育機関に勤務する専門的教育職員であった者にあつては、様式 1－(2)を提出すること。

8 選考結果

令和 7 年 12 月に申込者全員に対し選考結果を通知する。

選考の結果、令和 8 年度定年前再任用短時間勤務教職員候補者名簿に登載する。なお、名簿の登載有効期間は、登載された日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

9 留意点

- ・ 定年前再任用短時間勤務教職員は、現行の正規常勤教職員の職を退職したのちに採用されるため、定年前再任用短時間勤務教職員として採用された後は、現行の正規常勤教職員に戻ることはできない。
- ・ 定年前再任用短時間勤務教職員の任期は、現行の暫定再任用制度のように年度毎の更新ではなく、採用から定年退職日相当日までが任期となる。
- ・ 令和 7 年度に定年前再任用短時間勤務教職員として任用されている者にあつては、当該任期が定年退職日相当日までであることから、本選考申込は不要である。
- ・ 任期途中に人事異動を行う場合がある。

10 問い合わせ先

島根県教育庁学校企画課人材育成スタッフ（０８５２－２２－６８９４）